工 事 仕 様 書

工事名称　　市営中野住宅北棟解体工事

工事場所　　三原市久井町山中野

工事内容　　市営中野住宅における北棟の解体工事を行う。

【工事概要】
・住宅棟解体
・撤去跡舗装

準　則　　公共建築工事標準仕様書（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）、建築物解体工事共通仕様書（最新版）に基づき施工する。

関係法令等　　本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。
・建築基準法、同施行令、同施行規則
・消防法、同施行令、同施行規則
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
・労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・石綿障害予防規則
・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令、同法施行規則
・その他関係法令

工事保険等　　受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。

疑義変更　　本設計図書は、設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議し、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。

提出書類　　施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

工　期　　本工事は請負契約締結の後、令和6年3月25日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

留意事項

・本工事は、近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、施設関係者の理解と協力を得ながら実施すること。

・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

・工事中に粉塵の発生が予想される工種については、周辺の環境対策のため散水を確実に行うこと。

・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に、必要な場合には交通誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。

・「低騒音型、低振動型建設機械」として指定を受けた機械を使用すること。

・工事車両は、場内を5km/h以下で徐行すること。

・工事区域内に、残置する設備配管等があるので、事前に位置を十分確認をしてから作業を行うこと。

・工事関係者等、作業に関わる全員について、周辺住民への心遣いとして、挨拶を徹底すること。

・周辺道路の保全及び清掃については、常に注意を払い定期的に清掃を行うこと。

・工事車両等により周辺の道路を汚した場合は、清掃を行うこと。

・近隣建物への損害を与えた場合は、誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。

・隣接家屋へ工事による汚れ、損傷、粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、清掃、補修等を実施すること。

・騒音計、振動計、表示盤を設置し常時監視し、地域住民へ十分に配慮のうえ作業を行うこと。

・工事に支障を及ぼす雨水及び湧水等の排水については、ノッチタンクにより汚泥等の処理を行ったうえ、適切に排水すること。

・第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲に、バリケード等を設置すること。また、苦情等発生した場合にはこれに対応すること。

・台風等の強風が見込まれる場合、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。

・近隣でその他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。

・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。

・外部足場等に過剰な宣伝広告はしないこと。

・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。

・施工面積（外構工事含む）が3、000㎡以上の場合、土壌汚染対策法第4条第1項に規定する届出を工事着手30日前までに所轄官庁へ提出すること。

・石綿含有建材の調査について、工事着手前までに書面及び目視調査を、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うこと。

・また、含有建材の調査結果を工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。

・廃石綿等が発見された場合は、建築物解体工事共通仕様書のアスベスト含有建材の除去等に基づき、適切に除去を行うこと。

・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月１日施行）に基づくこと。

・官公署その他への手続きは受注者の負担で遅滞なく行うこと。

・施工箇所周囲の備品、機器等については、養生及び清掃等を確実に行うこと。

・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。

・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。

・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ、理由を添えて発注者の承認を受けること。

・外部足場等に過剰な宣伝広告はしないこと。

・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。

・以下の設計図面は、A3版をA4版に縮小している。（縮小率約70.7％）

・杭等の図面にない地中工作物が発見された場合は、位置や寸法の記録を完成図書に加えること。

・本敷地内の近隣で工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。

市営中野住宅北棟解体工事

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	タイトル、図面リスト、付近見取図	
A-01	解体工事特記仕様書	
A-02	（解体前）配置図	1/150
A-03	（解体後）配置図、縁石・アスファルト舗装　詳細図	1/150、1/20
A-04	外部・内部仕上表	
A-05	平面図	1/100
A-06	屋根伏図	1/100

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-07	立面図	1/100
A-08	矩計図	1/30
A-09	仮設計画図（参考図）	1/150

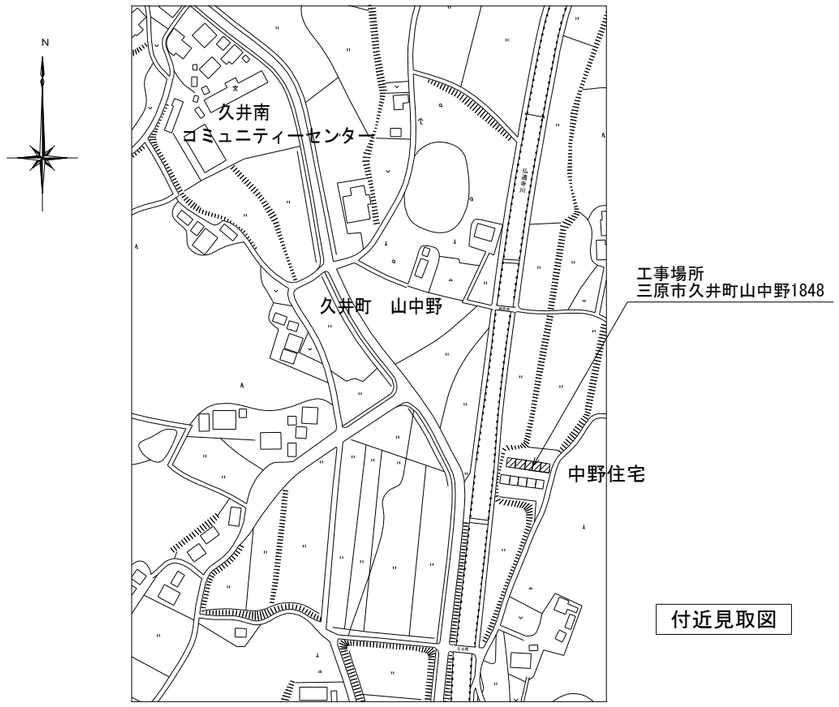

付近見取図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023. 11.	SCALE	TITLE 市営中野住宅北棟解体工事	NO. A / 00	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME タイトル、図面リスト、付近見取図		A-3：100%
					A-4： 71%

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　：市営中野住宅北棟解体工事
2　工事場所　：三原市久井町山中野1848
3　構造・規模：コンクリートブロック造
4　工事種目　：解体工事

5　別途工事

6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危害，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示 496号）」に基づき実施すること。

7　現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

8　その他
(1)このエ事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2)解体仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが，関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ　解体工事仕様

1　共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は ⊙ 印のついたものを適用する。
（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙ 印と ㊟ 印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の〈　〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

		項目	特記事項

1　一般共通事項

① 適用基準等
㊟建設工事公衆災害防止対策要綱
㊟建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）
㊟建築工事安全施工技術指針
㊟再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）
図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。
⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版
国土交通省大臣官房官庁営繕部

② 設計図書の優先順位
(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書
(4)図面　(5) 共通仕様書
［1．1．1］

③ 官公署その他への届出手続等
工事の着手，施工，完成に当たり，関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。
また，これらの手続等を行うに当っては，届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。別契約の工事に施工上密接に関連するため，監督職員の調整に協力すると共に，
なお，手続き等に要する費用は受注者の負担とする。

4 別契約の関連工事
工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と　［1．1．7］
十分調整し，工事の円滑な施工に努めること。

⑤ 表示板の設置
現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　※工事概要等の表示板（900mm×600mm）
［2.3.1］

⑥ 工事実績情報の登録
受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

⑦ 発生材の処理等
［1．3．10］［4．1．3～4．5．1］
・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類，PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材，　　　）
⊙次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する
(1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土
（・建設発生土　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊
・建設発生木材）
(2) 金属類
(3) 小型二次電池
・その他建設廃棄物の再資源化
※無し　・有り（・蛍光ランプ,HDランプ　・硬質塩化ビニル管,継手）
・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　　※無し　・有り
・再資源化された建設廃棄物の現場での利用
※無し　・有り（　　　　　）
・産業廃棄物広域認定制度の適用　※無し　・有り（　　　　　）
・処理に注意を要する建設廃棄物
※無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ）
(1)本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則，県内処分）
(2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
(3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島　県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。
なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。

⑧ 工事工程表
検査期間としての１３日間を含んだ工程とし，　［1．2．1］
工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける。

⑨ 施工計画書
［1．2．2］
建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ，事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し，あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。
（仮設計画，安全･環境対策，工程計画，解体計画，発生材の処分計画）

⑩ 施工条件
［1．3．5］
(1)作業時間は，原則午前８時半から午後５時までとし，通学時間帯を考慮すること。
なお，時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること
(2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。
(3)その他図示による

⑪ 安全確保
［1．3．6～1．3．8］
(1)受注者は，現場代理人を工事現場に常駐させ，工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い，　周囲の建物，通行者等に損傷を与えないように注意して，工事施工をすること。なお，万一損傷が生　じた場合は，受注者の責任において処理すること。
(2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。
低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合）
(3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。
特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。
(4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。
(5)作業現場には，労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き，作業の安全管理に努めること。
①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く），張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て，解体　を行う場合，コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場　合は，労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。
②木造建築物の解体作業を行う場合は，平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進に　ついて」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安　全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。

⑫ 工事の記録
［1．2．3］
下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。
(1)工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。
(2)工事中写真
全般的な解体工事の状況，建設副産物処理及び事前措置，解体手順の各段階における施工が完了した写真，水中又は地下に埋設される部分,分別解体を行っていることが確認できる状況写真，その他工事終了後では確認できない事項，その他監督職員が指示する箇所は，A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。
なお，基礎や地下構造物等の撤去については，撤去物の全般に亘り，その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。
【提出部数】：１部
(3)完成写真
着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。
（撮影箇所）　監督職員が指示する箇所
（写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・
（規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部
(4)その他の写真
隣接建物等に損傷の恐れがある場合は,施工前,施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。
(5)保管
工事写真のネガ・データは工事完成後，受注者において２年間保管すること。

13 電気保安技術者等
［1．3．3～1．3．4］
工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め，
監督職員に報告する
・電気保安技術者　※適用しない　・適用する

⑭ 近隣との折衝
［1．3．6］
工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また，経過について記録し，遅滞なく監督職員に報告する。
(1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし，あらかじめその概要を報告する。
(2) 工事に関して，第三者から説明の要求又は苦情があった場合は，直ちに誠意をもって対応する。

⑮ 施工の検査
監督職員による随時の立入り検査を行う。　［1．6．4］
検査に必要な資機材、労務等を提供すること。

⑯ 中間技術検査
※行わない　［1.7.2］
⊙行う（回数及び時期については監督職員の指示による。）

⑰ 工程報告
別紙様式による期間別工事履行報告書を毎月１回１部提出すること。

⑱ 埋設物等の報告
工事の施工に当たり，図面にない地下構造物，埋設配管等を発見した場合は，直ちにその状況を監督職員に報告すること。

19 地下埋設物調査
・行わない
・行う　図示する範囲内において，整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き，幅１ｍ，深さ1.5ｍで，３ｍ間隔で掘削調査を行う。

20 契約不適合調査
竣工後，発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内）の連絡があった場合には，調査に協力すること。

21 家電リサイクル法対象機器の処分
特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は，同法に基づき処理を行うこと。また，工事完了後に管理票の写しを提出すること。

㉒ 完成時の提出図書
・竣工図：　部（Ａ２版：　部，　版：　部，ＣＤ－Ｒ：　部）<1.7.1～3>
⊙完成図書　部
竣工図は残置及び設置工作物等，工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類，位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し，提出すること。

23 試掘
地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため，次の時期及び方法により試掘を行う。
試掘時期
※完成検査時　・（　　　）
試掘方法
※機械掘削　・人力掘削
なお，試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上，外構（排水施設，舗装等）で１箇所以上行い，試掘する箇所については，検査員の指示による。

24 電子納品
※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す。
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する。
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

㉕ 工事中情報共有システム
（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
（２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。
（４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない。

2　仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策
［2．2．1］
騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　※ 防音シート　・養生シート等
防音パネル、防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲
※ 工事に必要な範囲

2 足場等 ［2．2．2］
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）

3 監督職員事務所等
※ 設けない　［2．3．1］
・ 既存建物内の一部を使用する（場所　　　　　）
・ 設ける
現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による

4 山留めの撤去
鋼矢板等の抜き跡の処理　［2．4．3］
※ 直ちに砂で充填する

⑤ 工事用水
構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない

⑥ 工事用電力
構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない

⑦ 交通誘導員
※配置する　・配置しない
配置計画
※大型車両進入時　（ １ ）人／日
・常時配置　（　）人／日
・（　　　　）作業期間　（　）人／日

3　解体施工

① 事前措置
9章 機械設備による。それ以外は下記による　［3．2．1］
(1) 給水管，ガス管，電気ケーブル，下水道等の供給管等の切断及び桝，配管等の撤去は本工事に含む。
① 配管等の切断及び汚水管，排水管等の末端処理については，供給者と事前に協議すること。
② 水道，ガス，下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また，記録を残し監督職員に提出する。
③ 配管等の切断位置や，切り回し必要箇所等は図示による。
(2) 落下するおそれのある付属物は撤去すること。
(3) 解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。
(4) 電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い，必要に応じて放電する。
(5) 衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。
(6) 浄化槽，排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は，施設管理者が回収，洗浄等を行うため，時期等について協議すること

② 基礎等
［3．9．1］
基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し，砂利地業・割り石まで行なうこと。

3 杭の解体
※解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　　）　［3．9．2］
・残置する
① 杭を残置する場合は，杭の種別・杭径，杭の位置，杭頂部高さ，深さ等の記録を整備し，写真と共に監督職員に提出する。
② 残置杭の中，杭の破砕跡は，現場発生の良質土で埋め戻すこと。
③ 残置する杭頭は，キャップ等で被いコンクリートを打設すること。

④ さく、照明設備等の附属物
附属物の解体 ⊙ 行う　・ 行わない　［3．10．1］

⑤ 構内舗装、樹木等
舗装の路盤の解体　⊙ 行う　・ 行わない　［3．11．1］
樹木の伐採伐根及び移植 ⊙ 行う　・ 行わない

6 地下埋設物及び埋設配管
地下埋設物及び埋設配管の撤去　・ 行う　・ 行わない　［3．12．1］
設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること。

⑦ 埋戻し、盛土及び地均し
解体後の埋戻し及び盛土　［3．13．1］
⊙ 行う
整地高さ　・ 現状ＧＬ　⊙ 図示
埋戻し及び盛土の材料
・ 山砂の類　・ 他現場の建設発生土の中の良質土
・ 再生コンクリート砂　・ 現場発生の良質土
・ 行わない
土砂流出の恐れがある部分は，土のう等で処置すること。

8 解体後の囲障
・設置する　・設置しない　・工事中の仮囲いを存置
囲障を設置する場合の仕様等
種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　　　　）
高さ　Ｈ＝（　　）
設置範囲　※図示　・敷地境界全域

④　建設廃棄物の処理

1章 一般共通事項 7 発生材の処理等 による。
それ以外は下記による。

5　特別管理産業廃棄物の処理

1 特別管理産業廃棄物の処理等
8章 電気設備、9章 機械設備による。それ以外は下記による　［5．4．1］
・ ＰＣＢを含む機器類の処理
分析調査　・ 行う　採取場所（　　　　　）
除去範囲　※ 図示
・ ＰＣＢ含有シーリング材の処理
分析調査　・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による）
除去範囲　※ 図示
・ 廃油の処理
処分方法　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理
除去範囲　※ 図示
・ 廃酸・廃アルカリの処理
除去範囲　・ 臭化リチウム（直炊吸収冷温水機）
・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液
処分方法　・ 中和処理　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理
・ ダイオキシン類の処理
サンプリング調査　・ 行う
（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による）
除去範囲　※ 図示
解体方法
処分方法

6　石綿含有建材の除去等

① 調査
調査　［1.4.1］
・ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料（ 分析・試験結果報告書　　　　　）

・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

2 石綿粉じん濃度測定
・ 測定時期、場所及び測定点　［6．1．3］

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	の位置　・ 計　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計　点
	測定９	（シート撤去後 １週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計　点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　　）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（l/min）	試料の吸引時間（min）
・ 測定4　・ 測定5　・ 測定（　　）	25	5	30
・ 測定（　　　）	47	10	120
・ 測定（　　　）	47	10	240
・ 測定（　　　）			

③ 石綿含有建材の除去
・ 石綿含有吹付け材の除去　［6．3．2、6．3．3］
除去範囲　※ 図示　・
除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)(ｱ)～(ｴ)による
・
除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）

・ 石綿含有保温材等の除去　［6．4．1、6．4．4］
除去範囲　※ 図示　・
除去方法　※ 原形のまま、手ばらし
・ 破壊して除去
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去　［6．5．4］
除去範囲　※ 図示　・
除去した石綿含有成形板の処分
・ 石綿含有せっこうボード
※ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

⊙ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去
除去範囲　※ 図示　・
養生方法
除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分
⊙ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による
除去工法
※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法
・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度）
・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用）
・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度）
・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
除去対象範囲　※ 図示
作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う
試験施工　※ 行わない　・ 行う
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分
※ 解体共通仕様書6.3.3による
確認及び後片付け　※ 解体共通仕様書6.3.4の(ｱ)、(ｲ)及び(ｵ)による

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.11.		市営中野住宅北棟解体工事	A / 01	A-3：100%
CH. / CH. / DR.			NAME 解体工事特記仕様書		A-4： 71%

伐採樹木

樹種	規格	単位	数量	備考
ナンテン	W=2.0,H=3.0	本	2	伐採のみ
マサキ	W=1.5, H=3.0	株	53	伐採のみ

コンクリート桝寸法

番号	排水桝寸法
①	300×300
②	350×350
③	400×400
④	500×500
⑤	600×600

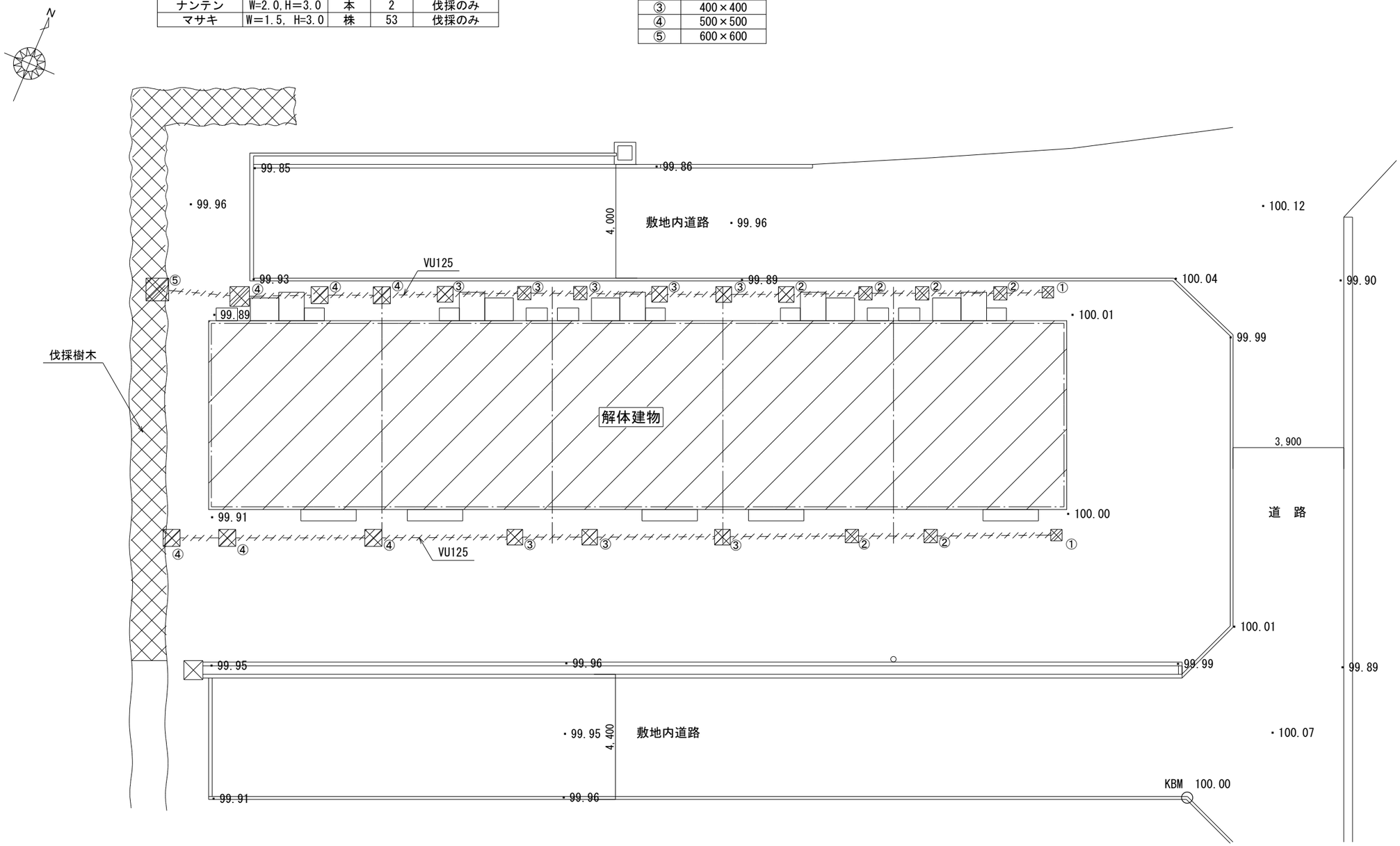

（解体前）配置図　S=1/150

凡例

解体部分を示す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO. / DATE CH. / CH. / DR.	SCALE 1/150	TITLE 市営中野住宅北棟解体工事 NAME （解体前）配置図	NO. A / 02	図面縮小率 A-3：100% A-4： 71%

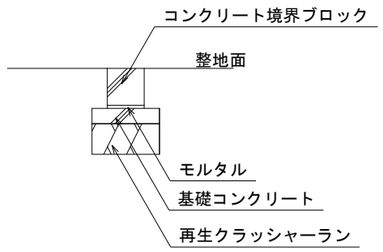

縁石　詳細図　S=1/20

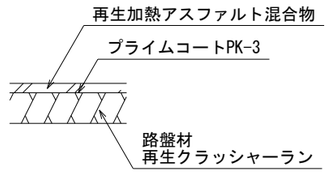

アスファルト舗装　詳細図　S=1/20

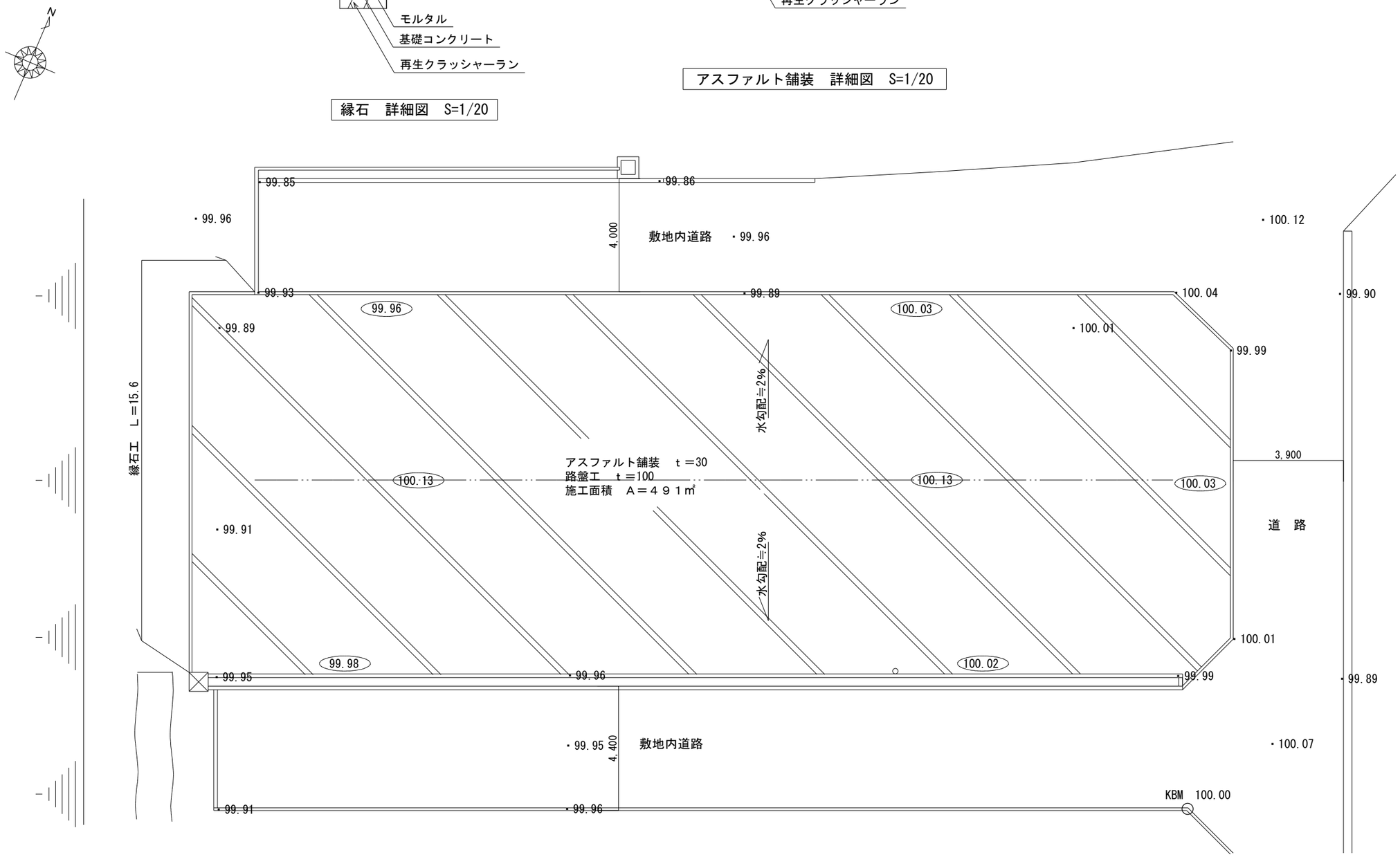

（解体後）配置図　S=1/150

凡例

100.02　整地計画高を示す

特記事項	訂正事項		JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
		一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	CH. / CH. / DR.		1/150 1/20	市営中野住宅北棟解体工事 NAME （解体後）配置図、縁石・アスファルト舗装　詳細図	A / 03	A-3：100% A-4：71%

外部仕上表

外壁		屋根	大波スレート葺き（レベル３）　3/10勾配	面積表	建築面積	延べ面積	構　　造
巾木	モルタルクシ引き	軒裏	穴明きケイカル板ｔ＝6.0（レベル３）	1号棟	193.50	193.50	コンクリートブロック造ｔ＝150　平屋建て
外壁	モルタル刷毛引きの上リシン吹付	鼻隠し、妻壁	ケイカル板ｔ＝6.0（レベル３）				
電気引込	電線切断撤去処分	梁型	モルタル刷毛引きの上リシン吹付	物干し場	木製、屋根：塩ビ小波板		
電話引込	電話線切断撤去処分	建具	木製建具、アルミドア、アルミサッシ				
給排水管	敷地内給排水管撤去処分	汲取り便槽	汲取り、清掃、消毒の上解体				
ｺﾝｸﾘｰﾄ土間	撤去処分	竪樋	軒樋：塩ビ軒樋φ105/2　　竪樋：塩ビ製φ60				
生垣	伐採処分（伐根はしない）	臭突	VU100				

内部仕上表

下地　C-コンクリート　　W-木造　CB-コンクリートブロック

階	室　名	下地	床	巾木・腰	H	下地	壁	下地	天井	CH	廻縁	備　考
1	玄関	C	モルタル金コテ	モルタル	200	W CB	PB9.5の上プラスター塗 CBの上プラスター塗	W	PBｔ＝9.5の上EP	2600	木製	
	ホール	W	フローリングｔ＝12	雑巾摺	15	W CB	同　上	W	同　上	2400	同　上	洗面器　4ヶ所
	浴室	C	モルタル金コテ	モルタル	1200	W CB	同　上	W	ケイカル板ｔ＝9.0（レベル３）	2600	同　上	ステンレス浴槽900×700×550　1ヶ所、FRP浴槽900×700×700×550　3ヶ所
	DK	W	フローリングｔ＝12	雑巾摺	15	W CB	同　上	W	同　上	2400	同　上	流し台1800×550×800
	便所	W	同　上	同上	15	W CB	同　上	W	PBｔ＝9.5の上EP	2400	同　上	和風兼用便器（汲取り）5ヶ所その上に洋風便座設置2ヶ所
	和室4.5帖	W	タタミ敷（3ヶ所のみ）	タタミ寄せ		W CB	同　上	W	同　上	2400	同　上	
	押入	W	板張り	雑巾摺	15	W CB	同　上	W	同　上	2400	同　上	中段付
	和室6帖	W	タタミ敷（3ヶ所のみ）	タタミ寄せ		W CB	同　上	W	同　上	2400	同　上	

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.11.	SCALE
CH. CH.	DR.	

TITLE　市営中野住宅北棟解体工事

NAME　外部・内部仕上表

NO. A / 04

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

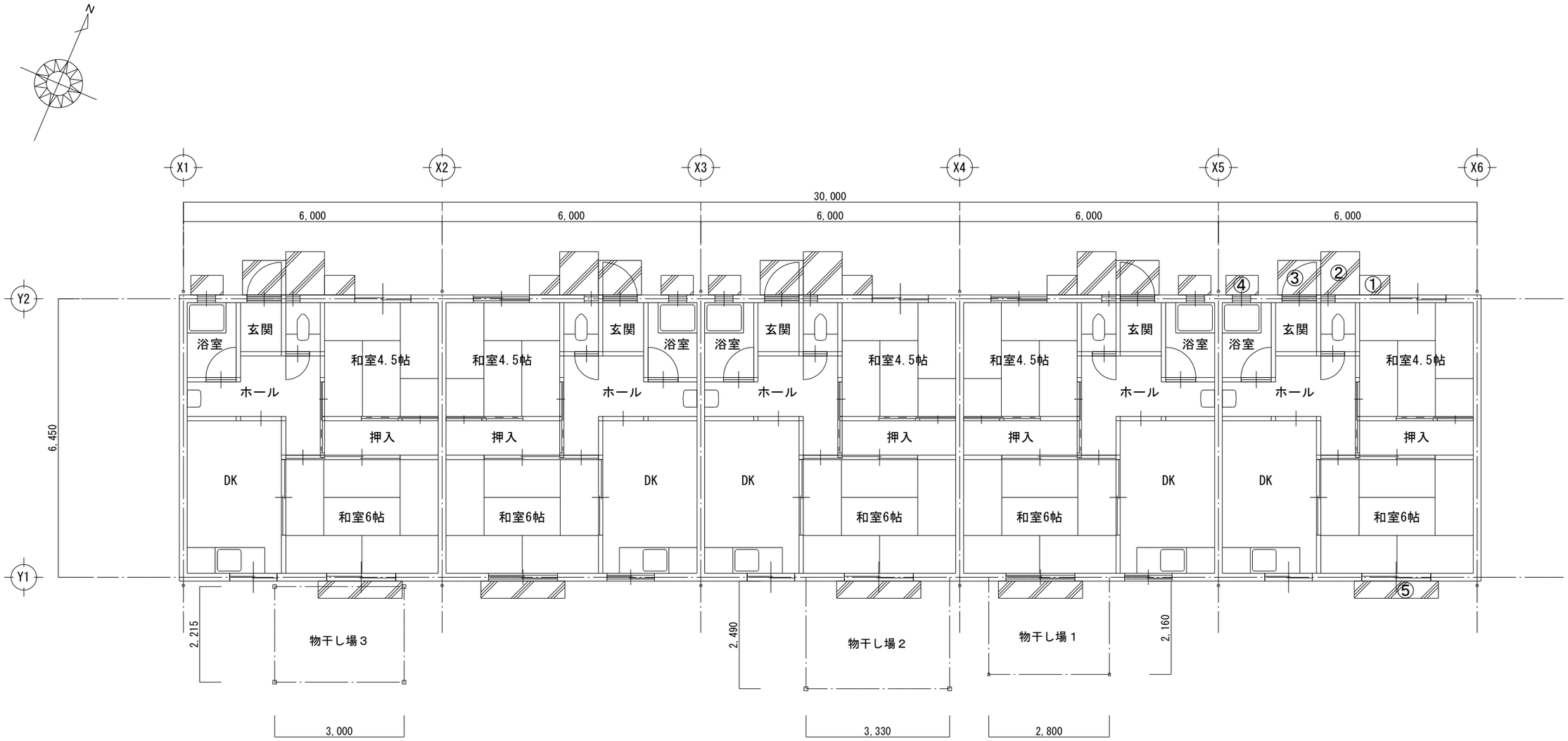

物干し場３
柱：85×85　4本
桁：85×85
垂木：50×40　@600

物干し場２
柱：90×90　2本
桁：85×45
垂木：50×40　@600

物干し場１
柱：45×70　2本
桁：85×45
垂木：50×40　@600

平面図　S=1/100

解体コンクリート土間寸法

番号	寸法
①	700×450×150
②	900×1000×150
③	1000×800×150
④	750×450×150
⑤	1950×400×150

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023. 11.	1/100	市営中野住宅北棟解体工事	A / 05	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME 平面図		A-4： 71%

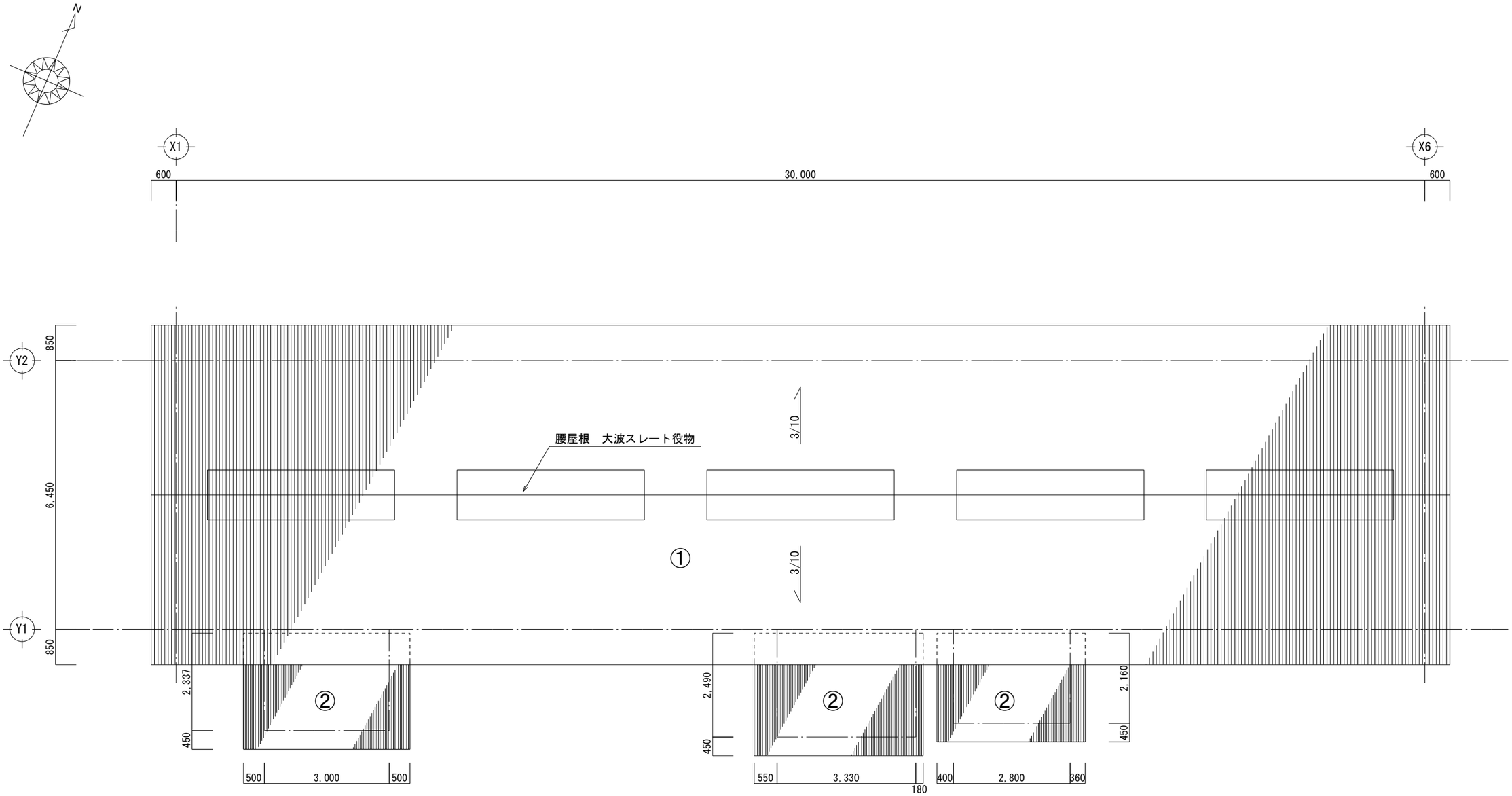

屋根伏図　S=1/100

屋根仕上表

番号	仕上
①	大波スレート葺き
②	塩ビ小波板葺き

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023. 11.	SCALE 1/100	TITLE 市営中野住宅北棟解体工事	NO. A / 06	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 屋根伏図		A-3：100% A-4： 71%

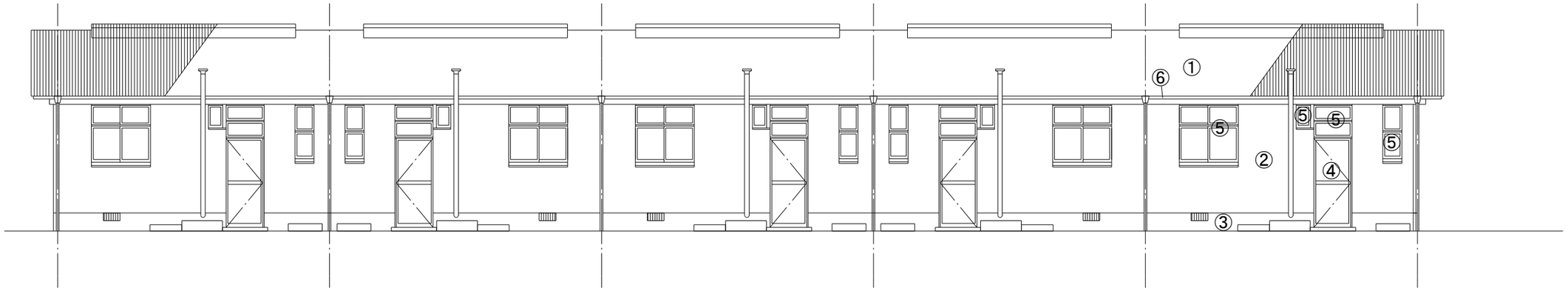

北側立面図　S=1/100

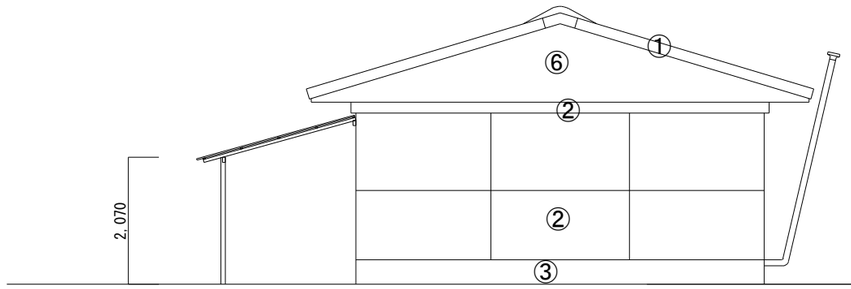

東側立面図　S=1/100

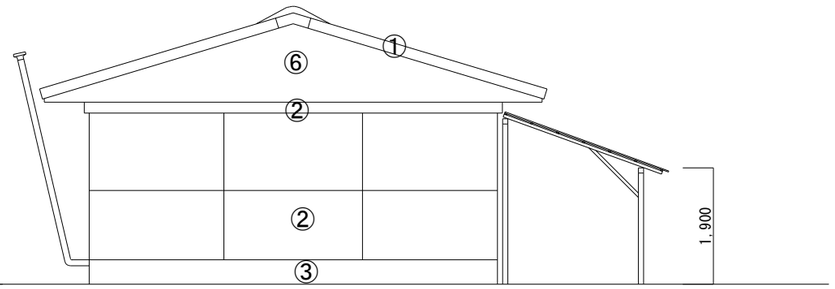

西側立面図　S=1/100

外部仕上げ表

番号	仕上げ
①	大波スレート葺き
②	モルタル刷毛引きの上リシン吹付
③	モルタルクシ引き
④	アルミ建具
⑤	木製建具
⑥	ケイカル板ｔ＝6.0
⑦	塩ビ小波板

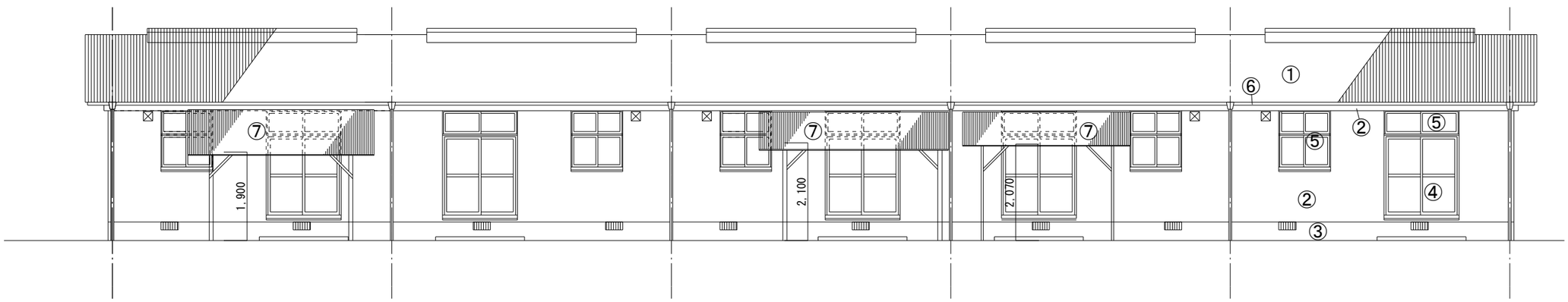

南側立面図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/100

TITLE 市営中野住宅北棟解体工事

NAME 立面図

NO. A / 07

図面縮小率
A-3：100%
A-4： 71%

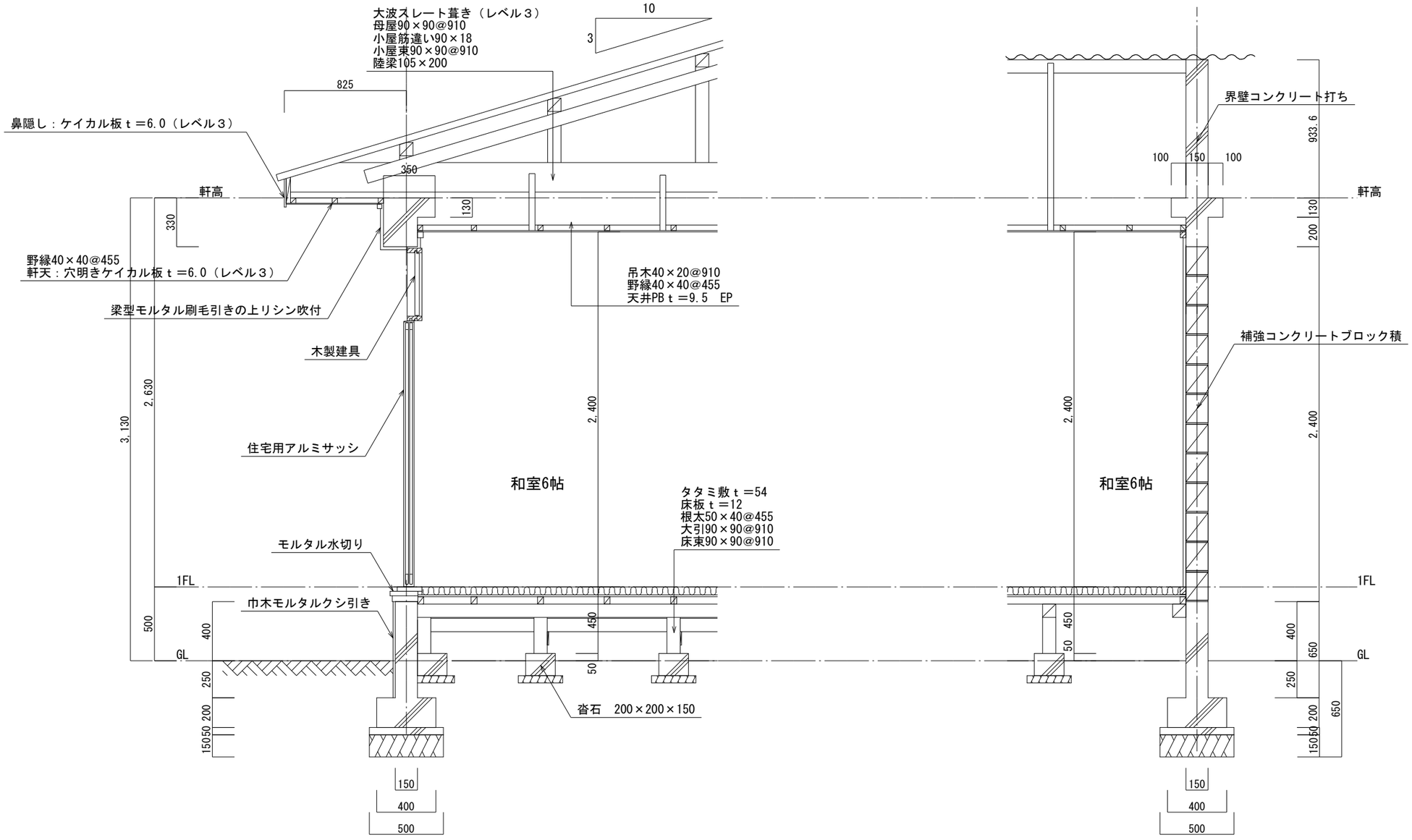

矩計図　S=1/30

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.11.	SCALE 1/30	TITLE 市営中野住宅北棟解体工事	NO. A / 08	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 矩計図		A-3：100% A-4：71%

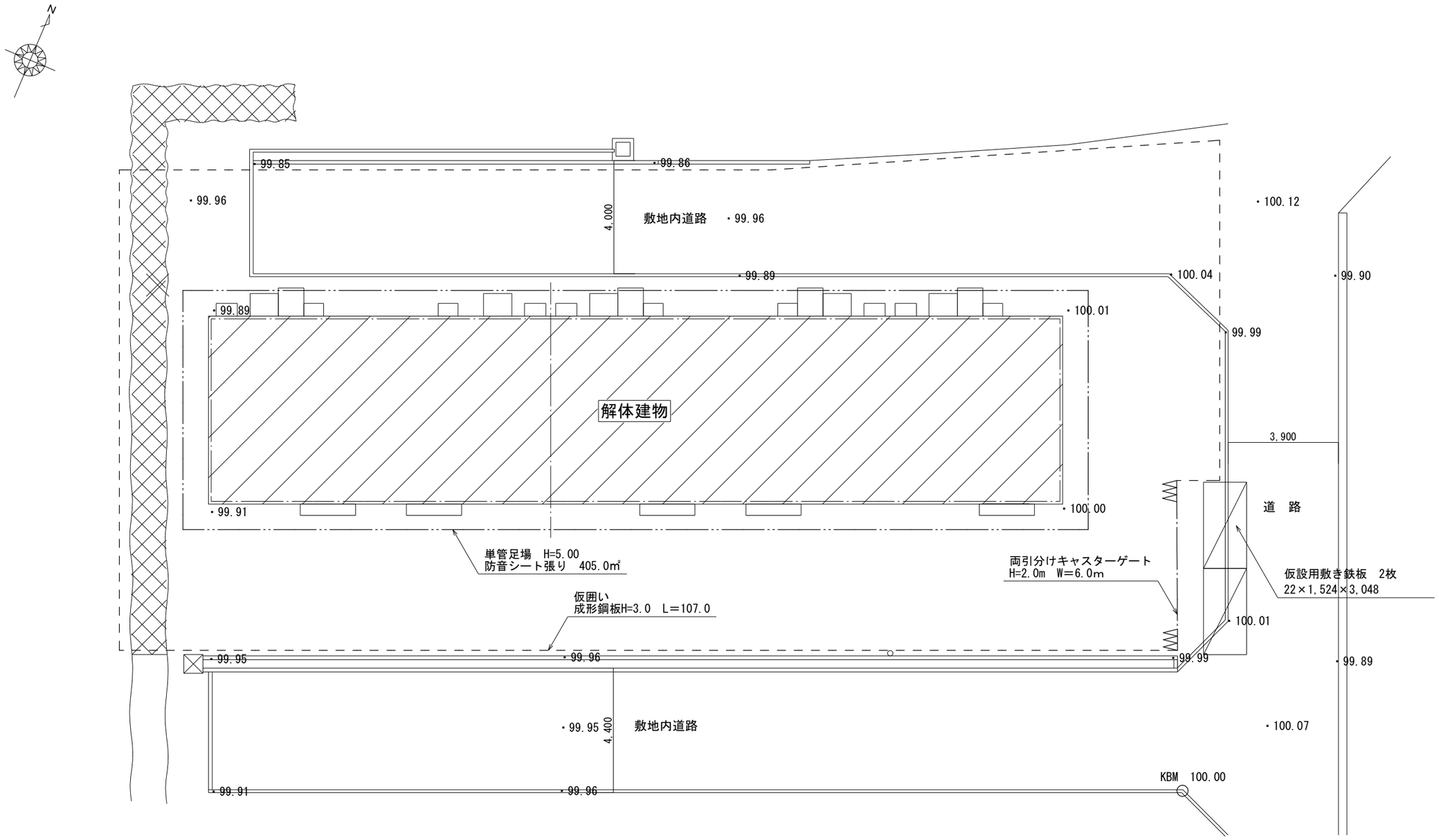

仮設計画図（参考図）　S=1/150

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO. / DATE CH. / CH. / DR.	SCALE 1/150	TITLE 市営中野住宅北棟解体工事 NAME 仮設計画図（参考図）	NO. A / 09	図面縮小率 A-3：100% A-4：71%

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

工事種別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建築工事(本体)	1	式		
建築工事(物干し場)	1	式		
計				

建築工事(本体)　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
住宅棟解体	1	式		
撤去跡舗装	1	式		
発生材運搬処分	1	式		
スクラップ	1	式		
計				

建築工事(物干し場)　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
住宅棟解体	1	式		
発生材運搬処分	1	式		
計				

住宅棟解体

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
直接仮設	1	式		
土工	1	式		
とりこわし	1	式		
計				

撤去跡舗装

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
敷地内舗装	1	式		
計				

発生材運搬処分

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
発生材積込	1	式		
発生材運搬	1	式		
発生材処分	1	式		
計				

スクラップ

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
スクラップ	1	式		
計				

住宅棟解体

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
とりこわし	1	式		
計				

発生材運搬処分

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
発生材積込	1	式		
発生材運搬	1	式		
発生材処分	1	式		
計				

住宅棟解体

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設	直接仮設	1	式		
計					
土工	土工	1	式		
計					
とりこわし	建物解体	1	式		
とりこわし	屋外排水撤去	1	式		
とりこわし	樹木撤去	1	式		
とりこわし	ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去	1	式		
計					

撤去跡舗装

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
敷地内舗装	アスファルト舗装	1	式		
計					

発生材運搬処分

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
発生材積込	発生材積込	1	式		
計					
発生材運搬	発生材運搬	1	式		
計					
発生材処分	発生材処分	1	式		
計					

スクラップ

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
スクラップ	スクラップ	1	式		
計					

住宅棟解体

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
とりこわし	建物解体	1	式		
計					

発生材運搬処分

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
発生材積込	発生材積込	1	式		
計					
発生材運搬	発生材運搬	1	式		
計					
発生材処分	発生材処分	1	式		
計					

住宅棟解体		直接仮設		直接仮設		
名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
外部足場	単管一本足場	405	㎡			
災害防止	防音シート	405	㎡			
計						

住宅棟解体　土工　土工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
すきとり	積み込み共 H300程度	2.5	m3			
発生土埋戻し		2.5	m3			
撤去跡埋戻し		25.8	m3			
地均し		194	㎡			
土工機械運搬	根切り、埋戻し(小規模土工) -	1	往復			
計						

住宅棟解体　とりこわし　建物解体

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
コンクリートこわし	基礎	16.9	m3			
コンクリートこわし	地上躯体	13.5	m3			
鉄筋切断	集積共	30.4	m3			
コンクリートこわし	無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	4.2	m3			
CB撤去	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾚｰｶ 集積共	26.9	m3			
内部造作撤去	共同住宅	194	㎡			
砕石撤去		8.6	m3			
屋根下地撤去	木造小屋組	265.6	㎡			
外部軒裏天井下地撤去	木造下地	55.3	㎡			
計						

住宅棟解体　とりこわし　屋外排水撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
コンクリート桝撤去	300×300	2	か所			
コンクリート桝撤去	350×350	6	か所			
コンクリート桝撤去	400×400	8	か所			
コンクリート桝撤去	500×500	6	か所			
コンクリート桝撤去	600×600	1	か所			
排水管撤去	VU管　125φ	51.2	m			
計						

住宅棟解体　とりこわし　樹木撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
樹木撤去	ナンテン　H=2.0	2	本			
樹木撤去	マサキ　H=1.5	53	本			
整地工	真砂土搬入	1	式			
運搬費	資機材等	1	式			
計						

住宅棟解体　とりこわし　ｱｽﾍﾞｽﾄ撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
アスベスト成形板撤去	屋根ｽﾚｰﾄ波板　ﾚﾍﾞﾙ3	294	㎡			
アスベスト成形板撤去	外壁・軒裏　ﾚﾍﾞﾙ3	71.6	㎡			
アスベスト成形板撤去	天井　ﾚﾍﾞﾙ3	48.7	㎡			
アスベスト発生材処分	運搬共	3.2	m3			
計						

撤去跡舗装　敷地内舗装　アスファルト舗装

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装　歩道	A-3-10 再生細粒 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 人 力	491	㎡			
縁石	9-11-5　再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	15.6	m			
計						

発生材運搬処分		発生材積込		発生材積込		
名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材積込	ｺﾝｸﾘｰﾄ・ﾓﾙﾀﾙ類	75.8	m3			
発生材積込	木材類	25.3	m3			
発生材積込	ﾎﾞｰﾄﾞ類	3.8	m3			
計						

発生材運搬処分		発生材運搬			発生材運搬	
名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ	78	m3			
発生材運搬	木	18.8	m3			
発生材運搬	木くず	6.5	m3			
発生材運搬	ﾎﾞｰﾄﾞ	2.9	m3			
発生材運搬	ﾀｲﾙ・ｶﾞﾗｽ	0.2	m3			
発生材運搬	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.1	m3			
計						

発生材運搬処分　発生材処分　発生材処分

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ	147	t			
発生材処分	木	9.4	t			
発生材処分	木くず	3.7	t			
発生材処分	ﾎﾞｰﾄﾞ	2.3	t			
発生材処分	ﾀｲﾙ・ｶﾞﾗｽ	0.5	t			
発生材処分	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.3	t			
計						

スクラップ　スクラップ　スクラップ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
鉄くず		2.5	t			
アルミくず		229	kg			
計						

住宅棟解体　とりこわし　建物解体

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
屋根撤去	塩ビ波板	33.8	㎡			
屋根下地撤去	木造小屋組	32.4	㎡			
計						

発生材運搬処分		発生材積込		発生材積込		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
発生材積込	木材類	0.4	m3			
発生材積込	ﾎﾞｰﾄﾞ類	0.1	m3			
計						

発生材運搬処分　発生材運搬　発生材運搬

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬	木	0.4	m3			
発生材運搬	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.1	m3			
計						

発生材運搬処分		発生材処分			発生材処分	
名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材処分	木	0.2	t			
発生材処分	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.1	t			
計						

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
仮囲い	成型鋼板　H=3.0m	107	m			
門・出入口	W6.0m×H2.0m	1	か所			
仮設道路	敷き鋼板　t=22.0	11.1	m²			
交通誘導員		10	人			
騒音振動計ﾚﾝﾀﾙ	3か月	1	台			
計						

現場管理費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
工事中情報共有システム	システム利用料	1	式			
し尿収集処理	消毒共	1	式			
計						